## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

福岡市長

#### 公表日

[平成26年4月 様式2]

#### I 関連情報

_	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき, 国民年金第1号被保険者等の資格取得, 種別変更, 資格喪失等の届出の受理, 保険料免除申請(全額免除, 一部免除, 納付猶予, 学生特例含む)の受付, 老齢基礎年金等の裁定請求書の受付, 受理した届出等の日本年金機構への送付などの事務を行う。
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル:	ž
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施しない</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	_
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉局総務部医療年金課
②所属長	医療年金課長 結城 康之
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL 092-711-4129 FAX 092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 保健福祉局 総務部 医療年金課 TEL 092-711-4235 FAX 092-733-5441

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[	30万人以上	]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満 )万人未満
いつ時点の計数か		平成30:	年9月10日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		平成30:	年9月10日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	1所属長	医療年金課長 江口智之	医療年金課長 島崎直彦	事後	人事異動による所属長の変更 であり, 重要な変更に当たら ない。
平成30年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	医療年金課長 島崎 直彦	医療年金課長 結城 康之	事後	人事異動に伴い所属長を変更するものであり, 重要な変更するものであり, 重要な変更に該当する項目ではないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行 令第1条の2	番号利用法第9条第1項 別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行 令第1条の2	事後	略称を修正するもの。その他 の項目の変更であり、事前の 提出・公表が義務付けられな い。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年9月10日 時点	事後	その他の項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付け られない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年9月10日 時点	争	その他の項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付け られない。